平成２６年（フ）第１２６２号
大阪府高槻市栄町２丁目46番９号
債務者　加治屋憲一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７５号
大阪市天王寺区細工谷１丁目３番25―2101号
債務者　吉村栄治郎
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９号
埼玉県川口市北原台１丁目26番22―102号むさし野第11ダイヤモンドマンション
債務者　栗原　隆史
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１６号
大阪府阪南市箱の浦531番地の25
債務者　清水　賢一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３５号
北海道浦河郡浦河町荻伏町24番地
債務者　大谷　栄大
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７６号
横浜市保土ケ谷区明神台３番３―305号
債務者　五十嵐正勝
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛呂　将一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
長野市川中島町御厨984番地１
債務者　井田　吉昭
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７２号
大阪府高石市西取石５丁目９番７―303号
債務者　木寺　正良
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原北２番地別府団地５―１号
債務者　古堀　治久
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４９号
山形県東根市大林２丁目１番８号、前住所山形県東根市大林１丁目４番36号
債務者　髙橋　輝雄
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
山形県東根市大字羽入2055番地の６
債務者　片桐　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１号
山形県鶴岡市大宝寺町20番15号
債務者　富樫　昭夫
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第８０号
神奈川県小田原市荻窪541番地　守屋アパート102号、前住所静岡県熱海市桜木町８番20号　本田アパート
債務者　鈴木　園美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６号
山梨県甲斐市長塚69番地６
債務者　花形　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
名古屋市守山区川村町267番地　グランコート守山川村601号
債務者　西内　勝志
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
三重県松阪市山室町2275番地　南勢病院、住民票上の住所三重県松阪市垣鼻町1000番地１市営住宅Ｃ10―166
債務者　石山　　肇
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１０号
香川県さぬき市津田町津田28番地　琴林団地Ａ―103
債務者　中川　勝代（旧姓江﨑）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係